

(議長)

はい、次に、小林議員の発言を許可致します。

「小林議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

日本共産党、小林くにこです。議会での2回目の質問をさせていただきます。本日傍聴にいらしている皆さんにも身近な問題に関して質問致しますので、どうか町長、課長の皆さまのご協力をお願い致します。

では、通告に則りまして1番目の質問を致します。

高齢者の福祉対策についてです。介護保険制度の改正により要支援1、2の方が受けるデイサービスとヘルプサービスは介護保険から外され、ボランティアなどを活用して市町村が責任を負う新総合事業と呼ばれる安上がりサービスに置き換えられる事になっています。要支援1、2の人のデイサービスやヘルプサービスをNPOやボランティア等でカバーしなければいけません。江差町は2017年度、平成29年度からの実施であり、サービスを提供する事業主体の受け皿整備は、受け皿整備に要する時間はあまりありません。町は今、どのように具体的、具体化を進めているのでしょうか。

次に2つ目の質問をさせていただきます。

現在、配食やデイサービス、通院移送、ヘルプサービス等の生活支援サービスを提供しているNPO法人が、陣屋町で事業展開しています。車両や家屋の維持、管理等、NPO法人の負担が生じています。地域住民の生活を守り、交通手段を確保し、食事の提供を継続していくためには、これらのサービスを提供している事業主負担の軽減、および利用者負担の軽減のため、町の支援が必要であると思っておりますがいかがでしょうか。お願い致します。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小林議員の介護保険法改正によりデイサービスとヘルプサービスが予防給付から地域支援事業に移行することに係る準備についてのご質問であります。

第6期計画において、平成27年、28年度においては経過措置期間として既存の介護予防給付及び地域支援事業を実施し、平成29年4月から予防給付のデイサービスとヘルプサービスに

ついて、地域支援事業の新しい介護予防日常生活総合事業に移行して実施することになります。移行には保険者、地域包括支援センター、住民、事業者等関係者間の意識の共有と自立支援に向けたサービス支援の展開が重要となって参ります。

現在は道主催の説明会や事例検討などを活用し、29年4月に向けてスケジュール管理や事業内容、既存事業の移行に向けて、内部検討を行っているところでございます。移行に伴い生活支援サービスの体制整備は要支援者等の生活を支えていく為に、重要であります。現在、要支援認定者が利用しているサービス内容の分析や、各町内会等との意見交換を、意見交換会を通じて把握した状況等から必要なサービス及びサービス料を内部検討しているところでございます。

今後は介護給付等の公的サービスだけでは要支援者を支えていく事は難しい状況になる為、既存のボランティア組織やNPOなどのサービス活用、新たなサービス創設の働き掛けや支援の必要性等も併せて内部検討課題として取り進めているところでございます。

**(議長)**

はい、「小林議員」。

**「小林議員」**

はい、じゃあ再質問させていただきます。

2つめに関して再質問させていただきます。再来年の4月からの実施という事ですが、来年度中には具体化しなければいけないと思います。このままでは、NPOやボランティアなど、さあ4月に、さあお願いしますとなった時には活動出来ているのか非常に疑問です。

またいざ活動に手をあげようとしても現状では何も進まないのではないのでしょうか。具体的なスケジュールを町民の皆様にも分かり易く、もう少し詳しく説明お願い致します。

**(議長)**

はい、「健康推進課長」。

**「健康推進課長」**

具体的なスケジュールを説明して頂きたいという事での再質問でございました。

現在のところは、来年度以降、来年度以降というか、もうこの12月から来年、再来年の3月に向けてのどういう事を具体的に進めていかなきゃいけないのかという事を整理し、取り進めている状況であります。

今少し手がけている部分と致しましては、現在まで自立というか、要認定を受けていない方が利用していた介護予防事業に要支援の方を、ちょっと少し受け入れを少しずつ始めたというところと、地域でのサロン作りに向けて5箇所で行っていた介護予防事業を、回数を、箇所を、実施箇所を増やしてm今年度進めているという状況にございます。

(議長)

いいですか。はい、「小林議員」。

「小林議員」

これから具体化していくという事で、頑張ってもらいたい。皆様、不安に思っています、庶民の皆様。是非、明確に示して頂きたいと思います。これから。

では、通告の2番目の子どもの発達障がいに対する支援施策について、町長、教育長にお伺いします。教育長には1と2についてお聞きします。発達障がいとは発達障がい者支援法には自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障害、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢、低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されています。そこで以下4点について質問します。

1つ目です。江差町の行政担当にお聞きしましても、発達障がいに対して大変問題意識も高く、積極的に研修にも参加し、学校や保育士の皆さんとの連携も取れていると伺って安心しております。年々増加傾向にあるといわれています子どもの発達障害について、江差町の現状と課題、そしてこれからの対策についてお聞きします。

2つ目です。上ノ国町で専門機関の支援を受けながら子どもへの発達相談、個別及び集団療育の支援を行っている、上ノ国町子ども療育センターを設置しています。江差町内の子どもも利用できる事になっていますが、利用を希望しても定員等の関係で利用できない子どもの数は把握できているのでしょうか。

次に3つ目。江差町にも上ノ国子ども発達支援センターの分室的な意味合いを持つ施設を、例えば江光ビル跡地活用の施設の中で、検討出来ないでしょうか。是非、町長にお聞きします。

次に、最後4つ目です。発達障がいに限らず、障がい者問題全般に渡り、教育、保育関係者、福祉関係者、医療関係者、保護者や地域の人々がこの問題に対して真摯に取り組み、支援の体制を作っていく事が望まれます。特に発達障がいへの理解を深めるため、発達障がいへの啓発など、行政の積極的な取り組みをしていくべきではないかと思いますが、町の考えをお聞きします。

(議長)

はい、最初、「町長」。

「町長」

子どもの発達障がいについてのご質問でございます。

町では乳幼児の成長発達段階の確認を行うと共に、保護者の育児不安に対応する事で乳幼児の健全な発達の保証と虐待予防を図る事を目的に、乳幼児健診を行っております。健診の中では、社会性、対人コミュニケーションの発達の視点を取り入れ、総合的な保健指導を実施して

おります。その中で継続的に支援が必要な理由では、身体面より言語発達、コミュニケーション面での割合が高くなっております。

また、出生数は減少しておりますが、子ども発達支援センターへの利用は増加しており、支援が必要なお子さんが増えているとはいえ、それぞれのお子さんに合った対症方法を保護者と相談しながら、対応して参ります。

また、保育園や幼稚園等関係機関と連携し、気になるお子さんには早期に関わりが持てるような体制をとっております。関係機関が共通認識を持って関わりが持てるよう、26年度に研修会を開催しており、研修会の継続と共通理解のもとで支援をする為に、子ども理解保護者支援に活用できるシートの作成に取り組んでいます。

また、学童期の放課後の居場所も課題となっております。2つ目の②のところですが、現在、子ども発達支援センターを利用している幼児、学童は22人でございます。保護者等の利用希望があり、利用できないでいるお子さんにつきましては、状況把握しておりますし、センターに結びついていないお子さんにつきましても、センター職員の支援を受けて実施している事業で相談支援を行っております。

③番目の町内で支援センターを開設出来ないかというご質問でございますけれども、場所のみではなく、職員体制を整える等クリアしなければならない課題も多くあります。現状では関係機関が支援しているお子さんの情報を共有し、当面は支援出来る体制の推進が先に必要だと考えております。

発達障がい理解のための啓発活動についてですが、発達障がいをもつお子さんの育てに、育てにくさから虐待に繋がる事も多いといわれており、児童虐待防止月間にあわせてオレンジリボンツアーによる啓発活動を行っております。また、振興局にある障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会が企画する地域への障がい者への理解を目的とした事業に対して、周知活動の協力を行っております。今後も関係機関と協力しながら、より多くの方に発達障がいを知って頂く工夫をしていきたいと考えております。

**(議長)**

「教育長」。

**「教育長」**

子どもの発達障がいについてでございます。

現状につきましては、年々特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にございます。休業前の幼児につきましては保育所、幼稚園、保健師等と連携し、支援が必要な幼児の情報を共有して早い時期から相談を受けれるような体制を整えてございます。

また、就学前の全児童を対象に検査を実施し、その結果、特別な支援を必要とする可能性が高い児童に対し、2次検査のお願いをし、その結果に基づいて特別支援学級への入級への同意を得ているところでございますが、特別支援学級への入級が望まれる児童であっても、入級へ

の保護者等々のご理解が得られない、とこういう場合もございます。特別支援学級に入級している児童生徒については、それぞれ長期的な視点で幼児期から学校卒業までを通じて、一貫して的確な教育的支援を行う事を目的に、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、それに沿って支援をしているところでございます。

また、普通学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童については、小学校には各配置をしております特別教育支援員による学習等の補助や、複数教員によるTT事業等で対応しているところでございます。

また、各学校では特別支援教育コーディネーターというのも配置をしております。そのコーディネーターを中心に学校によっては、名称が違いますけれども、校内特別支援委員会や子ども支援委員会を設けて、発達障がいを含む特別な配慮が必要な児童生徒1人1人の教育的ニーズを把握し、具体的な手立てを検討し確認しながら支援を行っているところでございます。

今後については、教職員が発達障がいに正しい理解を知識を習得し、児童生徒への適切な指導が行えるよう、各種研修会の参加や道立特別支援学校の教員を学校に派遣して頂き、担当教諭等に学習指導の進め方や個別の指導計画の作成についての支援を行って貰う、特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業も引き続き実施して参りますし、北海道立特別支援教育センターで実施している巡回教育相談の利用、各学校の特別教育支援委員会において、特別な支援を要する児童生徒の把握や、保護者との相談体制の充実、外部関係機関との連携推進を密にし、児童生徒の支援が一貫して効果的になっていけるよう、今後も努力をしていきたい、このように思っています。

それから、あの人数の関係でお聞きになりましたけれども、私どもはですね、町の方から聞かないんですけれども、若干名としか押さえておりません。今後においてもですね、色々な関係と、関係機関と協議連携しながら、特別支援教育の充実に努めていきたい、このように考えております。

**(議長)**

はい、「小林議員」。

**「小林議員」**

はい。引き続き障がい者問題について、ご努力お願い致します。私も引き続き勉強して参ります。

そこで4点目についてのみ、再質問というよりも発達障がいについて先程教育長もおっしゃいましたが、親御さんの理解、地域の理解を深めるために2つの提案をさせていただきます。

檜山振興局で2年前から実施しています「ひやま show がいウィーク」というイベントについてです。内容は、発達障がいの啓発パネル展、ビデオの上映会、初心者対象の手話教室や道条例に基づき開催される「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」の一般公開、更には一般町民向けの発達障がいに関する講演等を1週間にわたり、振興局1階ロビー、4階講堂で実施されて

います。大変素晴らしい内容だと思いますが、振興局にお願いして、役場庁舎内で開催して貰えないでしょうか。提案します。

2つ目、発達障がいに関する色々なポスターやパンフレット等があると思いますが、公的な場所に張り出す等して、発達障がいに対するネガティブな印象を変えていけるような取り組みが効果的だと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

町民福祉課長、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

議員の提案でございます。ひやま show がいウィークに関しましては、今年度9月の7日から11日まで開催されまして、私も講演会の方に参加させて頂き、大変あの良い勉強させて頂きました。今後、来年度以降の活動につきましては、こちら側の委員会との協議も必要になってきますので、議員の提案は意見として参考にさせて頂きたいと思います。

パンフレット等のそのネガティブなイメージを一掃したいという事ですので、こちらの方も内部の方と協議しながら取り進めて参りたいと思います。

(議長)

いいですか、「小林議員」。

「小林議員」

はい、前向きな答弁頂きまして本当にありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、小林議員の一般質問を終わります。